2　機構は、法第三十五条の規定により年度計画の認可を受けようとするときは、当該年度計画に係る事業年度開始の日の三十日前までに（機構の最初の事業年度の年度計画については、その成立後最初の中期計画について法第三十四条の認可を受けた後遅滞なく）、当該年度計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　機構は、法第三十五条後段の規定により年度計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（中期実績報告）

第七条　法第三十七条第一項に規定する中期実績報告書には、中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（法第三十八条第五項第二号ニの厚生労働省令で定める事務）

第八条　法第三十八条第五項第二号ニの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に規定する国民年金基金に関する制度の周知に関する事務

二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）の規定による受給資格及び特別障害給付金の額の認定に関する事務

三　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付と他の法律による給付との併給の調整に関する事務

四　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十七条及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）附則第六十条の規定により船員保険の被保険者であった期間を雇用保険の被保険者であった期間とみなす経過措置による雇用保険の適用に関する事務

五　厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正又は当該訂正を行うための調査に関する事務

（法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務）

第九条　法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の規定による恩給等（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則に規定する年金である給付に限る。）を担保とした貸付けに関する事務

二　厚生年金保険法の規定により厚生年金基金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務

三　国民年金法の規定により国民年金基金又は国民年金基金連合会が行う給付に関する事務

四　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当の支給に関する事務

五　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百六十一条の二に規定する重複期間を有する地方議会議員（同法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。）に係る退職年金の支給に関する事務

六　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条の規定による福祉手当の支給に関する事務

七　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の規定による恩給等（平成八年厚生年金等改正法附則又は平成十三年統合法附則に規定する年金である給付に限る。）を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務

八　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による保険給付及び保険料に関する事務

九　地方公務員共済組合連合会が介護保険法その他の法律の規定により、地方公務員等共済組合による年金たる給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務

十　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定による給付に関する事務

十一　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定による給付に関する事務

十二　平成十三年統合法附則の規定による給付に関する事務

十三　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定による農業者年金事業に関する事務

十四　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の規定による厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務及び独立行政法人福祉医療機構法附則の規定による債権の管理及び回収に関する事務

十五　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定による社会保障協定に関する事務

十六　国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るための事務

十七　厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正又は当該訂正を行うための調査に関する事務

（情報の公表）

第十条　法第五十一条の規定による公表に当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（権限の委任）

第十一条　法第五十六条第一項の規定により、法第三十条第一項及び第四十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

2　法第五十六条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十六号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第四十条、第四十一条第一項及び第三項、第四十五条並びに第四十七条の規定に基づき、日本年金機構の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

日本年金機構の財務及び会計に関する省令

（会計の原則）

第一条　日本年金機構（以下「機構」という。）の会計については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第三条において「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（償却資産の指定等）

第二条　厚生労働大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。